
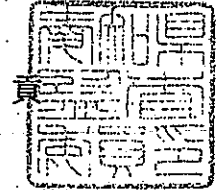


注意事項			公印使用承認	施行日等			
起案日	令和 5年 3月20日			令和 5年 3月20日			
供覧日							
文書番号	4監査第187号						
決裁種別	電子						
施行方法	郵送		施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>			
備考			起案者氏名 赤井 慎一 課 (地方機関) 事務局 (監) グループ (課) 監査第一課				
題名 住民監査請求に基づく監査のための調査について							文書種別 伺い
課長	担当課長	課長補佐	主事				
伊藤 徳男	松村 健一	小松 直基	大和田 信紀				
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求				
伺い文 令和 5年 2月22日付けの住民監査請求 (政務活動費に係る調査研究費の返還について) について、地方自治法第199条第 8 項に基づく関係人調査を実施することとし、別添案のとおり関係人 (福岡国際空港株式会社) 宛て依頼することとしてよろしいか。							

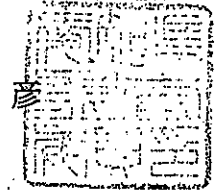
4 監査第 187 号
令和 5 年 3 月 20 日

福岡国際空港株式会社
代表取締役社長 永竿 哲哉 様

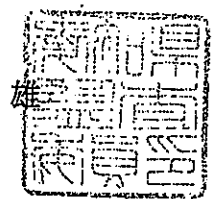
愛知県監査委員 前 田



同 川 上 明 彦



同 山 内 和 雄



住民監査請求に基づく監査のための調査について (依頼)

早春の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、愛知県議会議員渡辺昇の令和 3-(2021) 年度の政務活動費に係る調査研究費の返還につきまして、令和 5 年 2 月 22 日付けで、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、愛知県監査委員は、監査を行うことといたしました。

この監査に当たり、貴社に対して同法第 199 条第 8 項に基づく調査を行うことが必要であると認めましたので、これを実施させていただきます。なお、住民監査請求に関する監査や勧告は、同法第 242 条第 6 項の規定に基づき住民監査請求があった日から 60 日以内に行わなければなりませんので、御多用とは存じますが、別添の調査票について、令和 5 年 3 月 31 日 (金) までに回答していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

なお、この調査を踏まえてとりまとめた監査結果につきましては、同条第 5 項の規定に基づき愛知県公報に登載し公表するとともに、ウェブページにも掲載します。監査結果には、本照会に対する回答の内容及び回答の有無を記載することがありますので御承知ください。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ（赤井）
電話 052-954-6805（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6967
E-mail:kansa@pref.aichi.lg.jp

4 監査第 号
令和5年 月 日

福岡国際空港株式会社
代表取締役社長 永竿 哲哉 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

住民監査請求に基づく監査のための調査について（依頼）

早春の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、愛知県議会議員渡辺昇の令和3（2021）年度の政務活動費に係る調査研究費の返還につきまして、令和5年2月22日付けで、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、愛知県監査委員は、監査を行うことといたしました。

この監査に当たり、貴社に対して同法第199条第8項に基づく調査を行うことが必要であると認めましたので、これを実施させていただきます。なお、住民監査請求に関する監査や勧告は、同法第242条第6項の規定に基づき住民監査請求があった日から60日以内に行わなければなりませんので、御多用とは存じますが、別添の調査票について、令和5年●月●日（●）までに回答していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。 3月31日（金）を期

なお、この調査を踏まえてとりまとめた監査結果につきましては、同条第5項の規定に基づき愛知県公報に登載し公表するとともに、ウェブページにも掲載します。監査結果には、本照会に対する回答の内容及び回答の有無を記載することがありますので御承知ください。

担当 監査委員事務局監査第一課
企画・特別監査グループ (●●)

電話 052-954-6805 (ダイヤルイン)

F A X 052-954-6967

E-mail:kansa@pref.aichi.lg.jp

(参考)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

第 199 条 1～7 略

8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

9 以下 略

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 略

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 以下 略

別添

調査票

令和5年2月22日付けで当職宛てに愛知県の住民（以下「請求人」といいます。）から「愛知県議会議員渡辺昇は、2021年11月12日に福岡空港を視察したことになっているが、視察に訪れた事実はない」として当該議員の政務活動費の返還に係る住民監査請求がありました。

そして、請求人が提出した事実を証する書面において、「請求人が2023年2月17日に福岡空港総務課の■■■■氏に問い合わせた結果、「2021年11月12日に渡辺議員が視察に訪れた記録はない」及び「通常、議員の方が視察に訪れた場合には、しかるべき立場の職員が対応して記録を残している」との回答を得た」との旨が主張されています。

この調査は、当職として、その事実関係を確認させていただくものです。よろしく御協力ください。 監査員

1. このような問合せは実際に行われましたか。
2. 「総務課の■■■■氏」は、実際に貴社にいらっしゃいますか。
3. 問合せが実際に行われていた場合、貴社が回答した内容は、請求人の主張のとおりですか。実際に回答した内容を教えてください。
4. 請求人への回答の有無及びその内容にかかわらず、渡辺議員が2021年11月12日に福岡空港を訪れたか否かについて貴社で把握している事実があれば教えてください。仮に記録等が残っていましたが、差支えなければ御提供ください。

調査票（回答用紙）

令和5年2月22日付けで当職宛てに愛知県の住民（以下「請求人」といいます。）から「愛知県議会議員渡辺昇は、2021年11月12日に福岡空港を視察したことになっているが、視察に訪れた事実はない」として当該議員の政務活動費の返還に係る住民監査請求がありました。

そして、請求人が提出した事実を証する書面において、「請求人が2023年2月17日に福岡空港総務課の■■■■氏に問い合わせた結果、「2021年11月12日に渡辺議員が視察に訪れた記録はない」及び「通常、議員の方が視察に訪れた場合には、しかるべき立場の職員が対応して記録を残している」との回答を得た」との旨が主張されています。

この調査は、当職として、その事実関係を確認させていただくものです。よろしく御協力ください。
監査委員

- 1 このような問合せは実際に行われましたか。

- 2 「総務課の■■■■氏」は、実際に貴社にいらっしゃいますか。

3. 問合せが実際に行われていた場合、貴社が回答した内容は、請求人の主張のとおりですか。実際に回答した内容を教えてください。

4. 請求人への回答の有無及びその内容にかかわらず、渡辺議員が2021年11月12日に福岡空港を訪れたか否かについて貴社で把握している事実があれば教えてください。仮に記録等が残っていましたが、差支えなければ御提供ください。

回 答 者 職 名

氏 名

連 絡 先